

# 公 示

河川法（昭和39年法律167号）第75条第3項に基づき簡易代執行により除却をおこなった、二級河川常盤川の河川敷地に放置された工作物の保管場所である。  
同法同条第5項の規定により自己の所有または占有するものであることを主張し、その返還を求める者は、下記の事項に留意して申し出をおこなうよう公示する。

## 記

### 1. 保管した工作物等

北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課および北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課に備え付けてある別表／「保管工作物一覧簿」のとおり

※ 名称または種類、形状および数量については、上記事務所で閲覧できるものとする。

### 2. 工作物が放置されていた場所および除却した日時

番号	名称等	形状等	数量	呼称	放置されていた場所	除却した日時
1	係留用ロープ及びポール	ロープ 金属	7	箇所	左岸 函館市港町3丁目地先常盤川河川敷地 右岸 北斗市七重浜1丁目地先常盤川河川敷地 (函館市道臨港橋から常盤川河口まで)	平成30年9月19日 13時30分から 16時00分まで
2	栈橋	金属等	1	箇所	左岸 函館市港町3丁目地先常盤川河川敷地 (函館市道臨港橋から下流20m付近)	同 上
3	梯子	金属	1	脚	左岸 函館市港町3丁目地先常盤川河川敷地 (函館市道臨港橋から下流20m付近)	同 上

### 3. 当該工作物の保管場所および保管を始めた日時

別表／「保管工作物一覧簿」のとおり

### 4. 当該工作物の保管期間満了と河川管理者への帰属

- (1) 当該工作物は、河川法第75条第10項により保管を始めた日時から起算して6ヶ月を経過しても返還することができない時は、当該工作物の所有権は、河川管理者に帰属することとなる。
- (2) 保管した工作物の返還請求がなく当該工作物の保管期間が満了となり当該工作物の所有権が、河川管理者に帰属する日時は、平成31年3月19日16時00分とする。

### 5. 保管した工作物の返還請求

保管している物件等の返還を請求する場合は次の方法によること。

- (1) 請求者の身元を証明する書面を提出すること
- (2) 請求者は返還を請求する物件等の所有権または占有権があることを証明すること
- (3) 簡易代執行に要した費用のうち、自己の所有する物件等の除却に要した費用を負担することを確約する書面を提出すること

平成30年9月19日

河川管理者 北海道知事 高橋 はるみ



#### 連絡先

北海道渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課  
住所：函館市美原4丁目6番16号 電話：0138-47-9632(直通)  
北海道渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課  
住所：函館市美原1丁目47番8号 電話：0138-45-6512(直通)

別表 (保管工作物一覧簿)

整理 番号	保管した工作物			保管した工作物が放 置されていた場所	工作物を除却した 日時	当該工作物の保管 場所および保管を 始めた日時
	名称又 は種類	形状又は特徴 (大きさ単位：m)	数 量			
1	係留用 ロープ 及びポ ール	保管した工作物が放 置されていた7箇所の ロープ及び金属製の ポール	1 式	左岸 函館市港町3丁 目地先常盤川河 川敷地 右岸 北斗市七重浜1 丁目地先常盤川 河川敷地 (函館市道臨港橋から 常盤川河口まで)	平成30年9月19日 9時00分から 平成30年9月19日 16時00分まで	(1)当該工作物の 保管場所 函館市中道2丁目 54番地先亀田川 左岸河川敷地 (2)保管を始めた 日時 平成30年9月19日 16時00分
2	栈橋	金属等	1 式	左岸 函館市港町3丁 目地先常盤川河 川敷地 (函館市道臨港橋か ら下流20m付近)	平成30年9月19日 9時00分から 平成30年9月19日 16時00分まで	(1)当該工作物の 保管場所 函館市中道2丁目 54番地先亀田川 左岸河川敷地 (2)保管を始めた 日時 平成30年9月19日 16時00分
3	梯子	金属製	1 脚	左岸 函館市港町3丁 目地先常盤川河 川敷地 (函館市道臨港橋か ら下流20m付近)	平成30年9月19日 9時00分から 平成30年9月19日 16時00分まで	(1)当該工作物の 保管場所 函館市中道2丁目 54番地先亀田川 左岸河川敷地 (2)保管を始めた 日時 平成30年9月19日 16時00分